

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第7号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和4年11月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>年度評価の公表について是正を求めたもの 【東淀川区役所、経済戦略局、福祉局、こども青少年局、環境局、建設局、大阪港湾局及び教育委員会事務局に対して】</p> <p>令和2年度の施設所管所属の年度評価公表状況を確認したところ、施設所管所属34所屬中5所屬で所管する全ての施設、3所屬で所管する一部の施設について、公表期限である令和3年8月中に公表されていなかった。</p> <p>[指摘事項1] 施設所管所属は、公表を含めた年度評価の重要性を再認識し、マニュアルに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。</p>	<p>福祉局所管施設のうち老人福祉センター以外の施設に関しては近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により年度評価のための外部委員と施設管理者とのヒアリングが従来の時期に実施できなかったことなどの影響により、公表が遅れてしまう状況にあった。しかしながら、感染症対策を行いながら従来の時期にヒアリング等を行うことにより、マニュアルに定められた通り8月中に公表することができた。なお、公表にあたっては各施設を管理する所管課と年度評価を取りまとめ公表する総務課との間で密に情報連携し、進捗管理をこれまで以上に行った。</p> <p>老人福祉センターについては、施設数が多く、また年度評価を各施設が所在する区と共同で行う必要があり、通常の施設より年度評価作成に時間を要することから、マニュアルに定められたとおり8月中に評価公表を行うことが非常に困難である。このような中、契約管財局により評価にかかるマニュアルにおいて「1担当課において多数の施設を所管しており、8月中に年度評価を完了し、結果の公表をすることが難しい場合は、施設所管所属において期日を設定し適切に進捗管理を行うこと。ただしその場合も、市民への説明責任を果たせる期日として必要最低限の期間設定でなければならない。」との記載が追記されたことから、老人福祉センターについてはPDCAによるマネジメントサイクルの観点を踏まえ公表期限を10月末とし、区とも連携の上、期日までに公表した。</p>	措置済	令和4年10月28日